

TAKACHIHO TOWN

第2期 高千穂町
子ども・子育て
支援事業計画



令和2年3月
高千穂町

ごあいさつ



本町では、これまで平成 27 年 3 月に「高千穂町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の宝である子どもたちの健やかな成長のため、子ども・子育てに関する取り組みを推進してきました。

このたび、令和元年度で計画期間が満了となる「高千穂町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第 2 期高千穂町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、すべての子どもが健やかに育ち、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう地域全体で支えるまちを目指して取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「高千穂町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」にご協力いただきました町民の皆様、及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

高千穂町長 甲斐 宗之

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制と方法.....	4
第2章 高千穂町の現状.....	5
1 人口・世帯の状況.....	6
2 子どもと家庭の状況.....	8
3 子どもの出生、婚姻および就労の状況.....	9
4 アンケート調査結果の概要.....	12
第3章 第1期計画の進捗状況.....	21
1 教育・保育事業.....	22
2 地域子ども・子育て支援事業.....	24
第4章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 施策の体系.....	33
第5章 施策の展開.....	35
1 親子の笑顔を守るまち.....	36
2 子どもの健やかな成長を支えるまち.....	43
3 地域で子育てを応援するまちづくり.....	54
第6章 事業計画.....	59
1 教育・保育の提供区域の設定.....	60
2 子ども子育て支援給付.....	61
3 地域子ども・子育て支援事業.....	65
第7章 計画の推進体制.....	71
1 計画の推進に向けた役割.....	72
2 計画の達成状況の点検・評価.....	73
資料編.....	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取り組みおよび行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

さらに、平成29年6月には、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるための幼児教育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

これらの法に基づき、平成27年3月に、「高千穂町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。この度、令和元年で計画期間が満了となることから、近年の社会情勢や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第2期高千穂町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針」を踏まえています。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

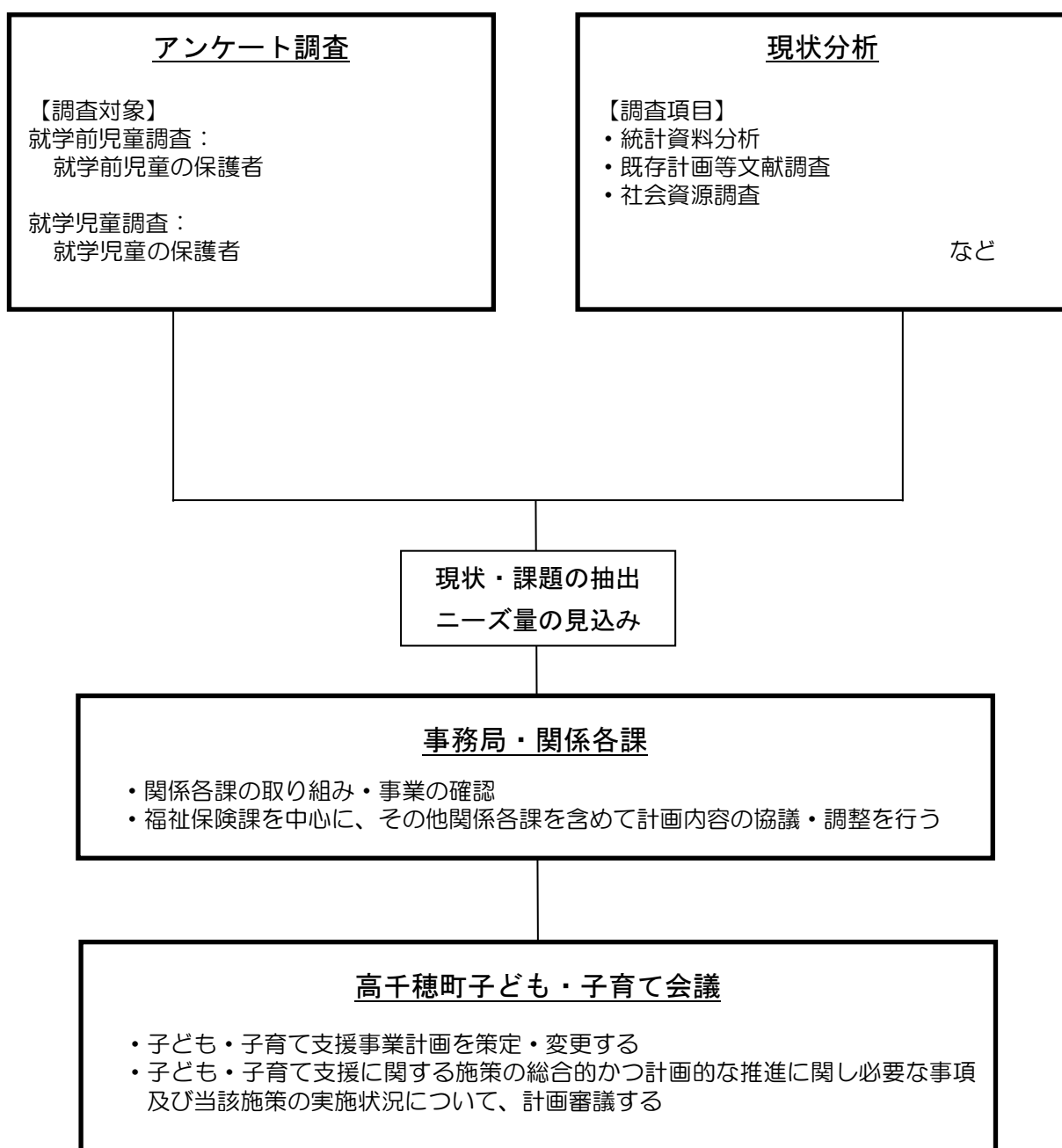
3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

年度	平成27～令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
	2015～2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	第1期	第2期高千穂町子ども・子育て支援事業計画							
					評価・見直し		次期計画		

4 計画の策定体制と方法

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるかとされています。本計画の策定においては、「高千穂町子ども・子育て会議」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。



第2章 高千穂町の現状

1 人口・世帯の状況

■ 年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、平成12年の15,843人から平成27年の12,755人と15年間で3,088人減少しています。直近の住民基本台帳人口では、12,427人となり、総人口はわずかに減少しています。

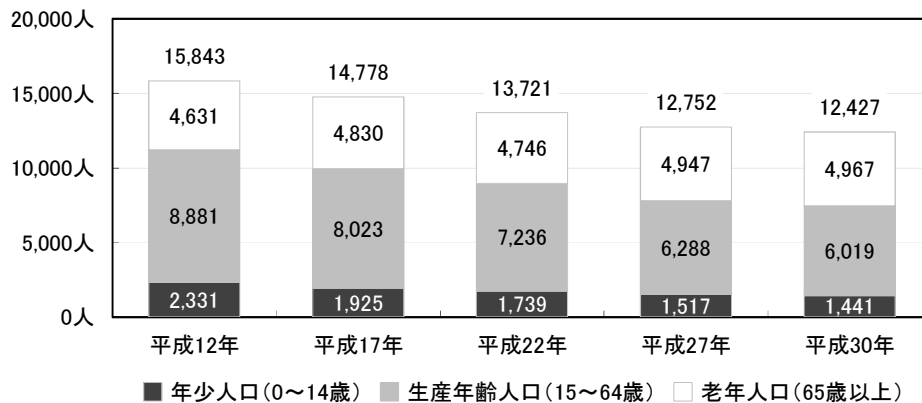
年齢3区分別にみると、平成12年以降、老年人口（65歳以上）は増加し、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少している状況が続いており、少子高齢化が進んでいます。

<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口	15,843	14,778	13,723	12,755	12,427
年少人口(0～14歳)	2,331	1,925	1,739	1,517	1,441
構成比	14.7%	13.0%	12.7%	11.9%	11.6%
生産年齢人口(15～64歳)	8,881	8,023	7,236	6,288	6,019
構成比	56.1%	54.3%	52.7%	49.3%	48.4%
老年人口(65歳以上)	4,631	4,830	4,746	4,947	4,967
構成比	29.2%	32.7%	34.6%	38.8%	40.0%
年齢不詳	0	0	2	3	0

資料：国勢調査（平成12～27年）、住民基本台帳（平成30年9月末）



資料：国勢調査（平成12～27年）、住民基本台帳（平成30年9月末）
※合計値は年齢不詳を含む

■ 一般世帯数の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は減少傾向で、平成27年では4,667世帯となっています。また、一世帯あたり人員数では平成12年の3.05人から平成27年の2.60人と減少しています。核家族世帯では、男親と子ども、女親と子どもの世帯が増加傾向にあります。

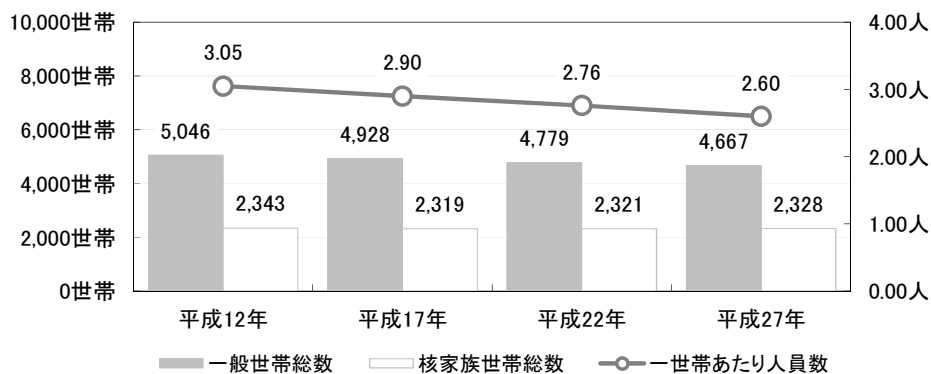
<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯総数				その他の親族世帯					
		夫婦のみ	子ども夫婦と	子ども男親と	子ども女親と	その他の親族世帯					
平成12年	5,046	3,918	2,343	1,076	908	50	309	1,575	9	1,119	15,370人
平成17年	4,928	3,751	2,319	1,017	877	67	358	1,432	12	1,165	14,273人
平成22年	4,779	3,577	2,321	993	857	73	398	1,256	25	1,177	13,194人
平成27年	4,667	3,373	2,328	1,036	814	76	402	1,045	24	1,270	12,141人

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年、平成27年は世帯の家族類型「不詳」を含む



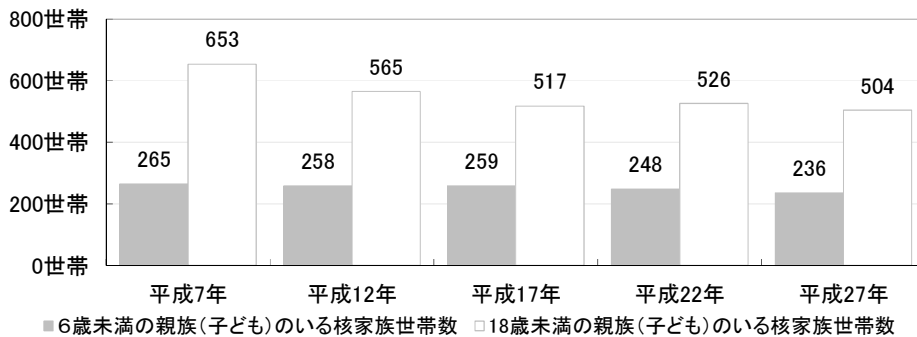
資料：国勢調査

2 子どもと家庭の状況

■ 6歳未満、18歳未満の子どものいる核家族世帯数の推移

6歳未満の親族のいる核家族世帯数の推移をみると、平成7年から平成27年で増減はあるものの、平成27年では236世帯に減少しています。また、18歳未満の親族のいる核家族世帯数においては、平成7年から平成27年で増減はあるものの、平成27年では504世帯となっています。

<6歳未満、18歳未満の子どものいる核家族世帯数の推移>

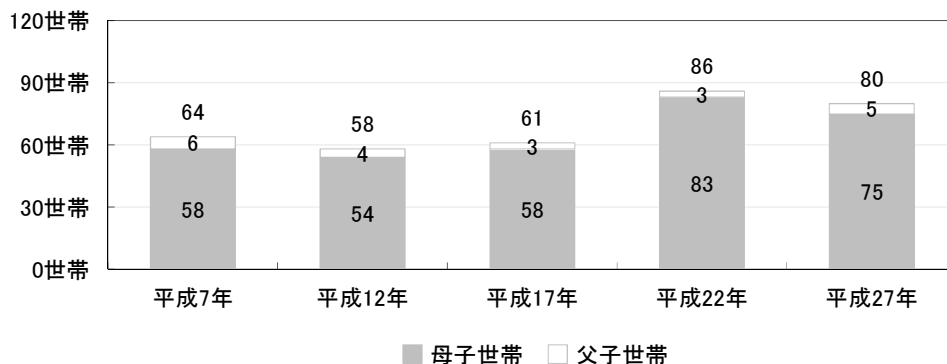


資料：国勢調査

■ ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（18歳未満の子どものいる母子世帯・父子世帯）の推移をみると、平成7年から平成27年で増減はあるものの、平成27年では80世帯となっています。

<ひとり親世帯数の推移>

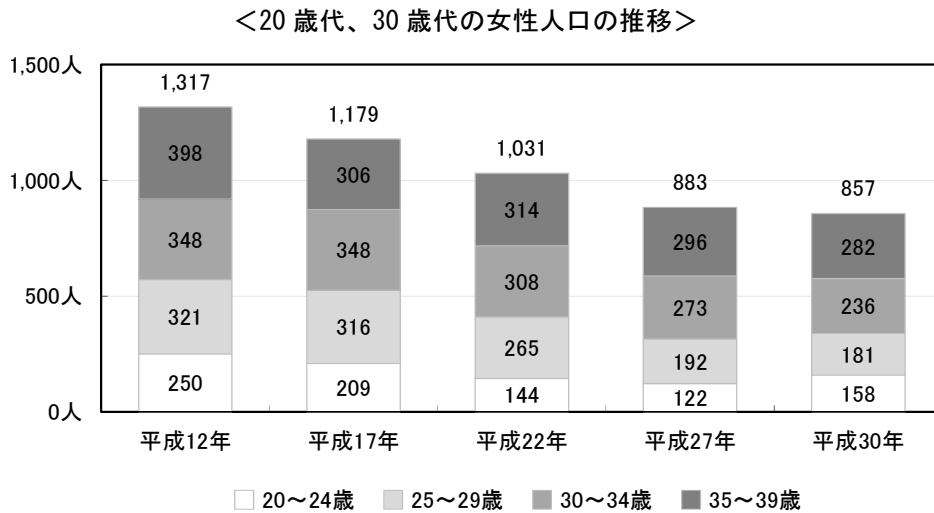


資料：国勢調査

3 子どもの出生、婚姻および就労の状況

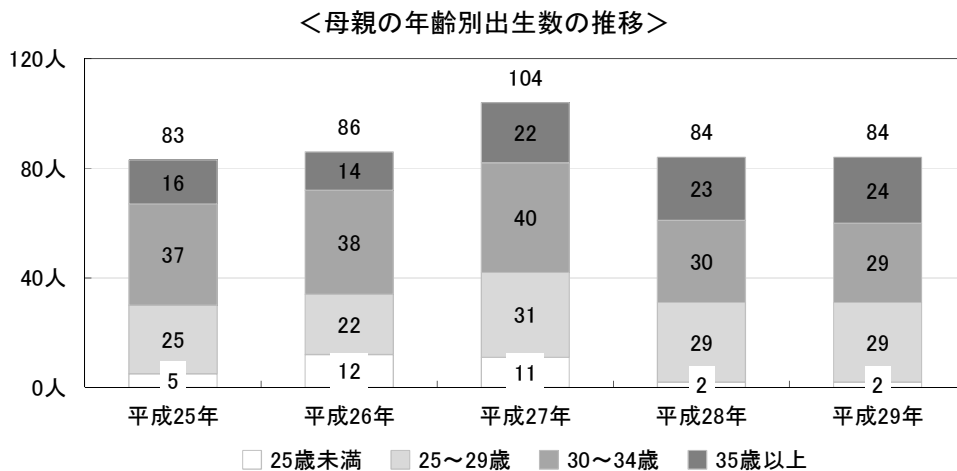
■ 20歳代、30歳代の女性人口の推移

20歳代、30歳代の女性人口の推移をみると、減少傾向にあり、直近の住民基本台帳人口では、857人となっています。



■ 母親の年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生数の推移をみると、平成25年から平成27年までは増加傾向でしたが、平成28年から平成29年は変動なく84人となっています。年齢別では、25～29歳と30～34歳が最も多くなっています。

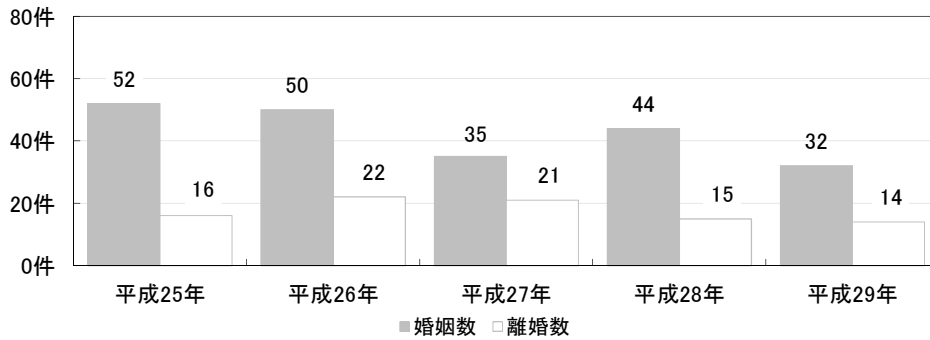


第2章 高千穂町の現状
 3 子どもの出生、婚姻および就労の状況

■ 婚姻・離婚状況の推移

婚姻数の推移をみると、増減はあるものの、平成29年では32件となっています。また、離婚数の推移をみると、同じく増減はあるものの、平成29年では14件となっています。

<婚姻数、離婚数の推移>

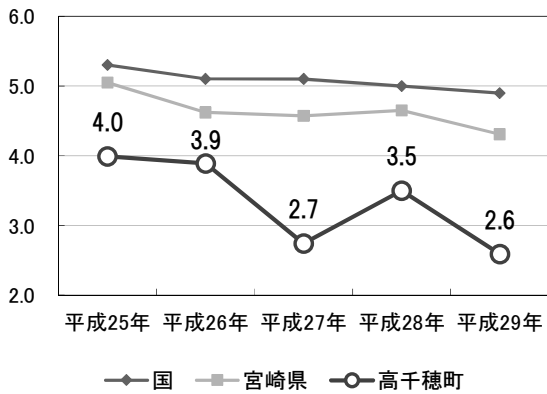


資料：宮崎県衛生統計年報

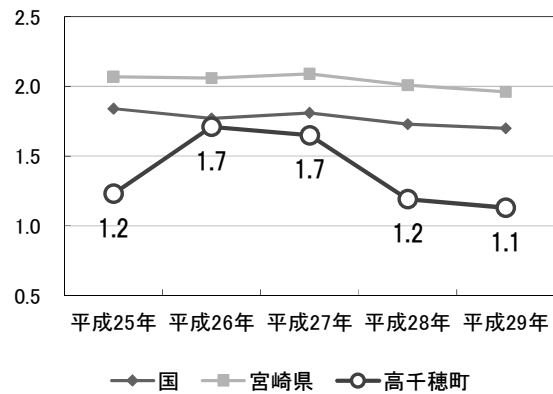
婚姻率、離婚率の推移を国、宮崎県と比較すると、婚姻率、離婚率はともに低く推移しています。

<婚姻率、離婚率の推移および国、宮崎県との比較>

【婚姻率】



【離婚率】

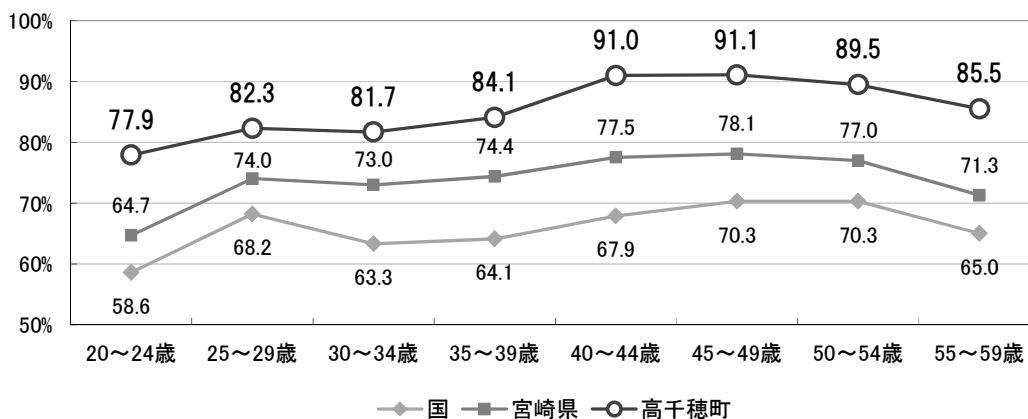


資料：宮崎県衛生統計年報

■ 女性の就業率の推移

女性の就業率の推移を国、宮崎県と比較すると、すべての年代で上回っています。また、30～34歳代にかけては、いったん就業率が下がっていますが、40歳以上の就業率は高くなっています。

<女性の就業率の推移および国、宮崎県との比較>



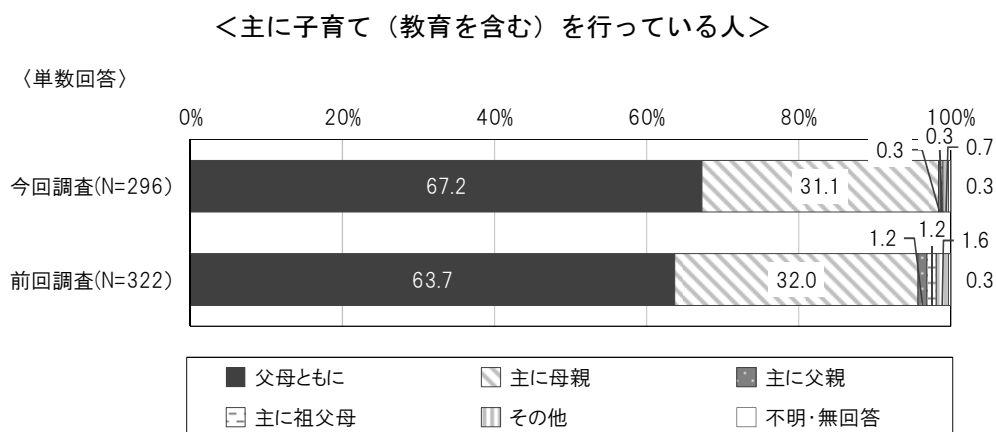
資料：国勢調査（平成27年）

4 アンケート調査結果の概要

	就学前児童調査	就学児童調査
調査対象者	就学前児童の保護者	就学児童の保護者
調査方法	認定こども園、保育所(園)及び郵送による配布、回収調査	小学校による配布、回収調査
調査期間	平成31年2月26日～平成31年3月12日	
配布・発送数	379件	200件
有効回答数	296件	145件
有効回答率	78.1%	72.5%

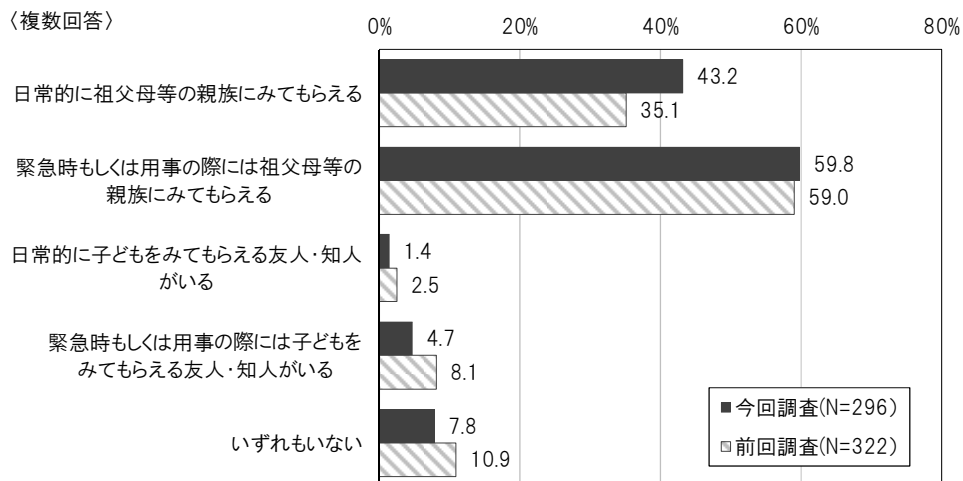
■ 子育ての状況

子育て(教育を含む)を主に行っている人を見ると、「父母ともに」が67.2%、「主に母親」が31.1%で全体の9割以上を占めています。前回調査と比較すると、若干高くなっています。



日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.8%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が43.2%となっています。前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」で高くなっています。

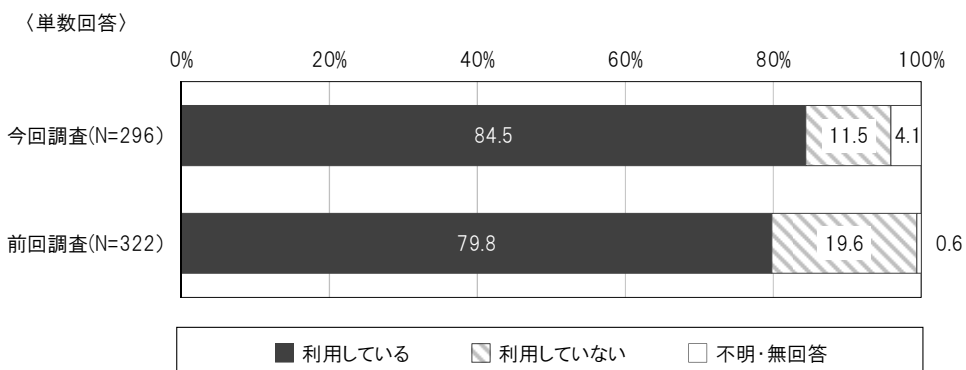
＜日頃、協力を得られる親族・知人の有無＞



■ 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が84.5%、「利用していない」が11.5%となっています。前回調査と比較すると、「利用している」が若干高くなっています。

＜定期的な教育・保育事業の利用状況＞



第2章 高千穂町の現状
4 アンケート調査結果の概要

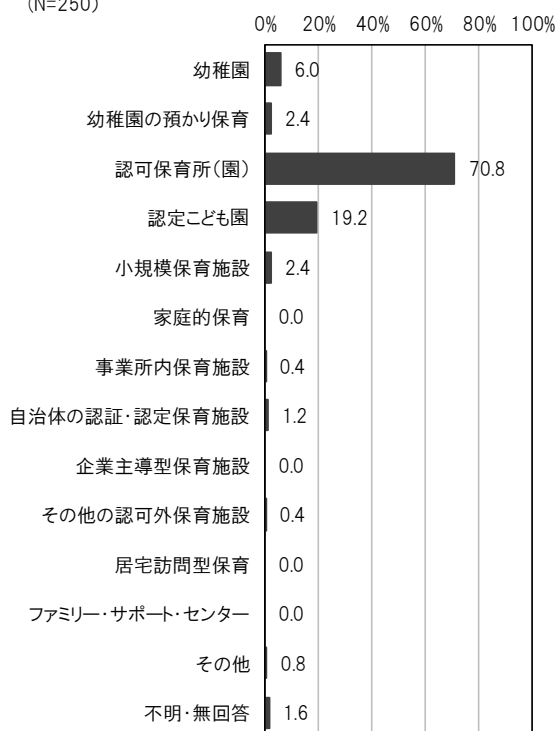
利用している教育・保育事業をみると、「認可保育所（園）」が70.8%で最も高く、次いで「認定こども園」が19.2%となっています。

今後の利用意向をみると、「認可保育所（園）」が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。

＜利用している事業と今後の利用意向＞（今回調査）

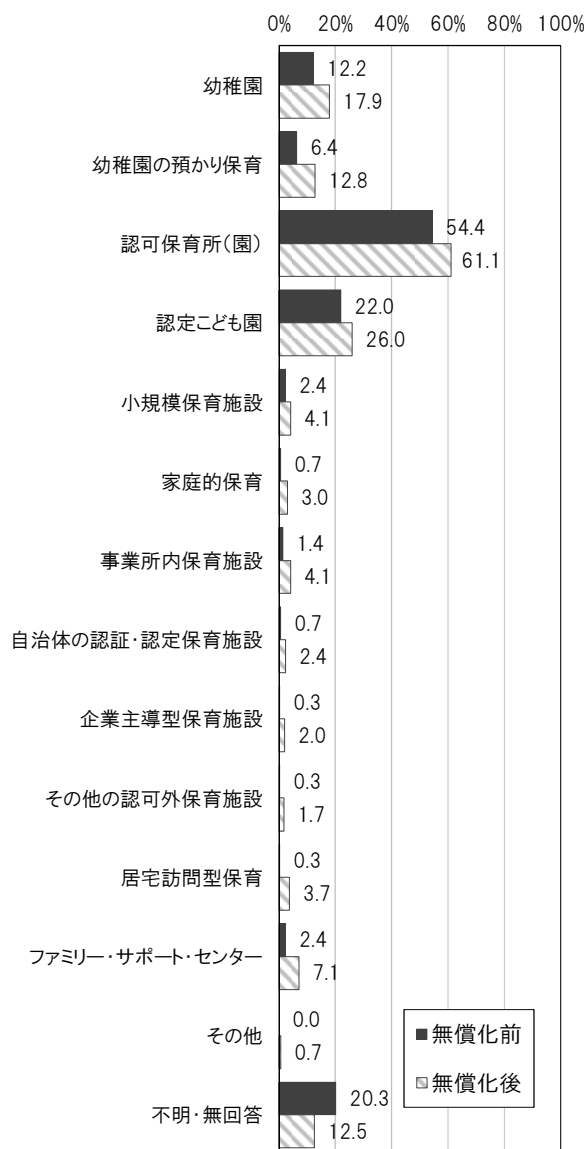
【現在利用している定期的な教育・保育事業】

〈複数回答〉
(N=250)



【今後希望する定期的な教育・保育事業】

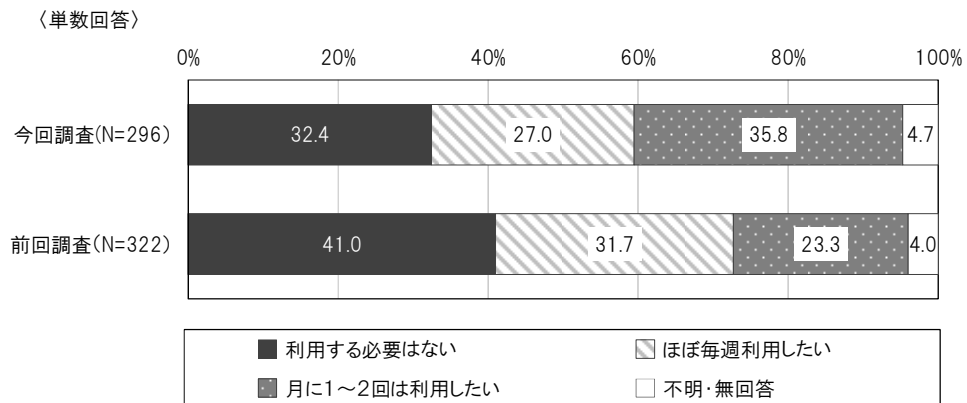
〈複数回答〉
(N=296)



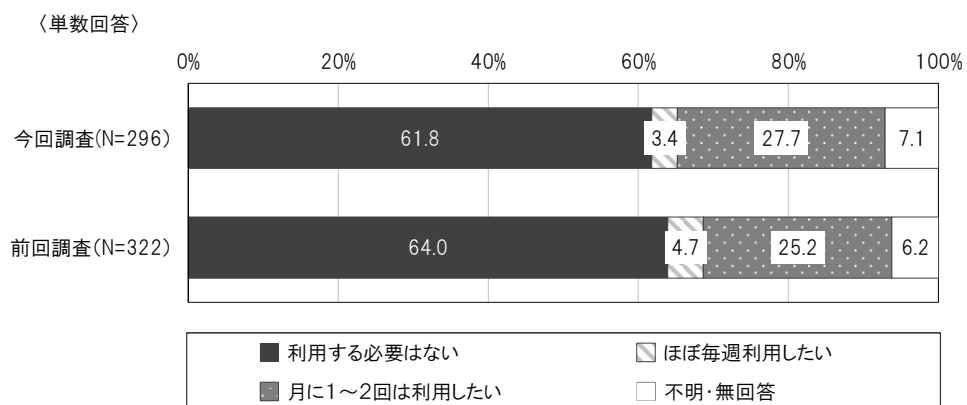
■ 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用意向

土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用意向については、土曜日は「月に1～2回は利用したい」、日曜日・祝日は「利用する必要はない」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、土曜日、日曜日・祝日の「月に1～2回は利用したい」が高くなっています。

<土曜日の利用意向>

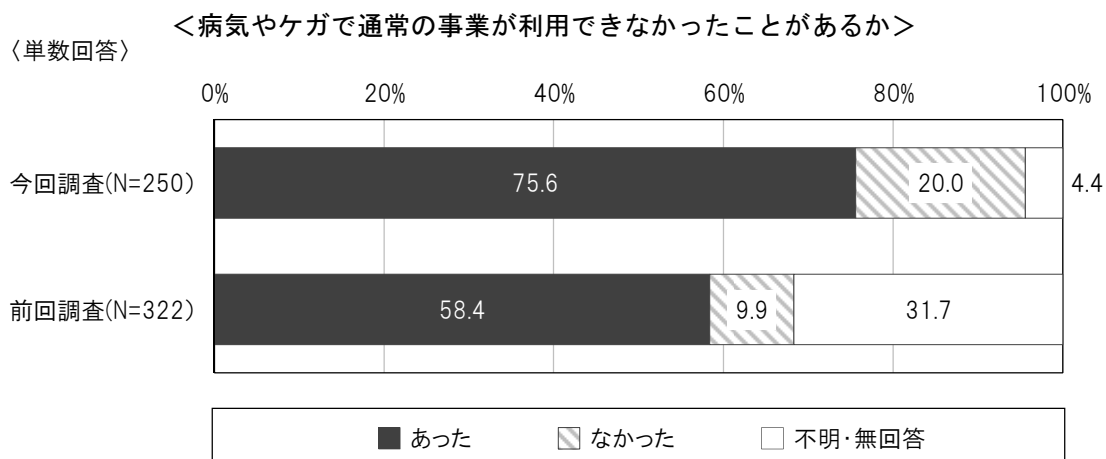


<日曜日・祝日の利用意向>

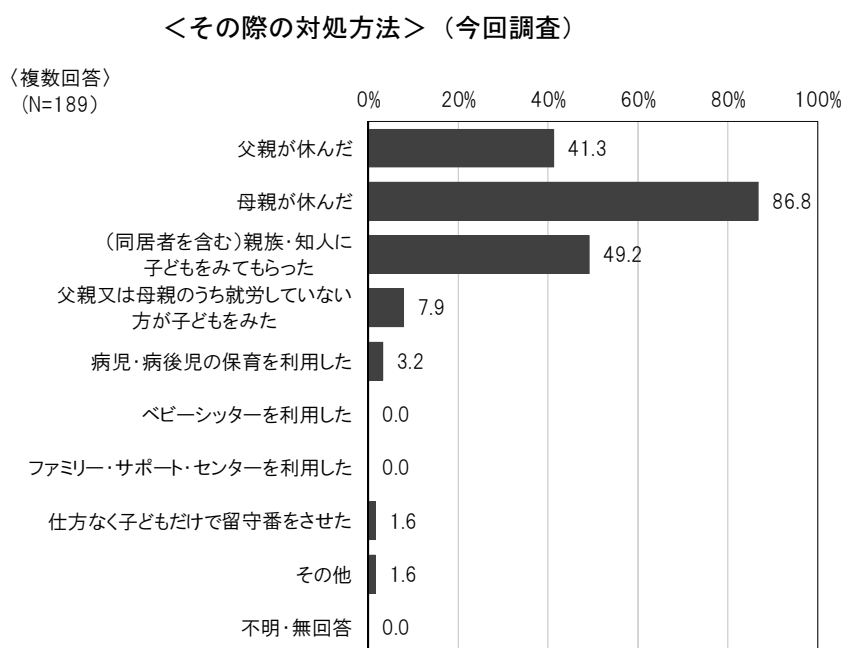


■ 病気の際の対応

病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったかをみると、「あった」が75.6%、「なかった」が20.0%となっています。前回調査と比較すると、「あった」が高くなっています。



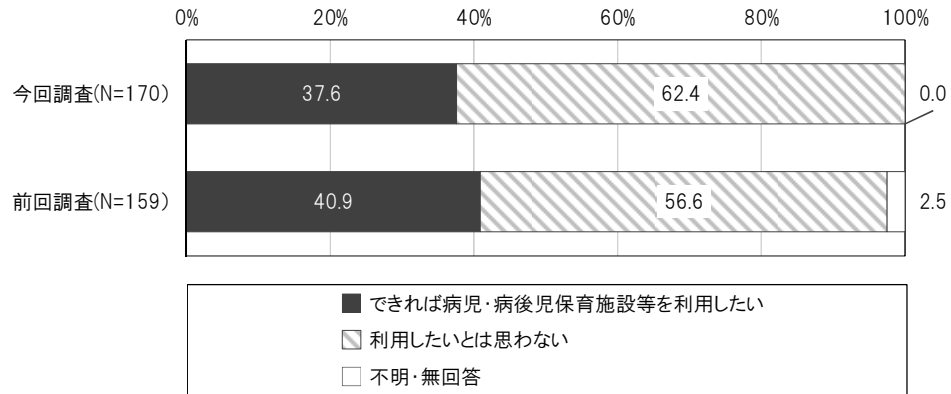
病気やケガで教育・保育の事業を利用できなかった際の対処方法をみると、「母親が休んだ」が86.8%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が49.2%、「父親が休んだ」が41.3%となっています。



病児・病後児のための保育施設等の利用希望をみると、「利用したいとは思わない」が62.4%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が37.6%となっています。

<保護者が休んで対処した経験のある人の病児・病後児保育施設等の利用意向>

(単数回答)

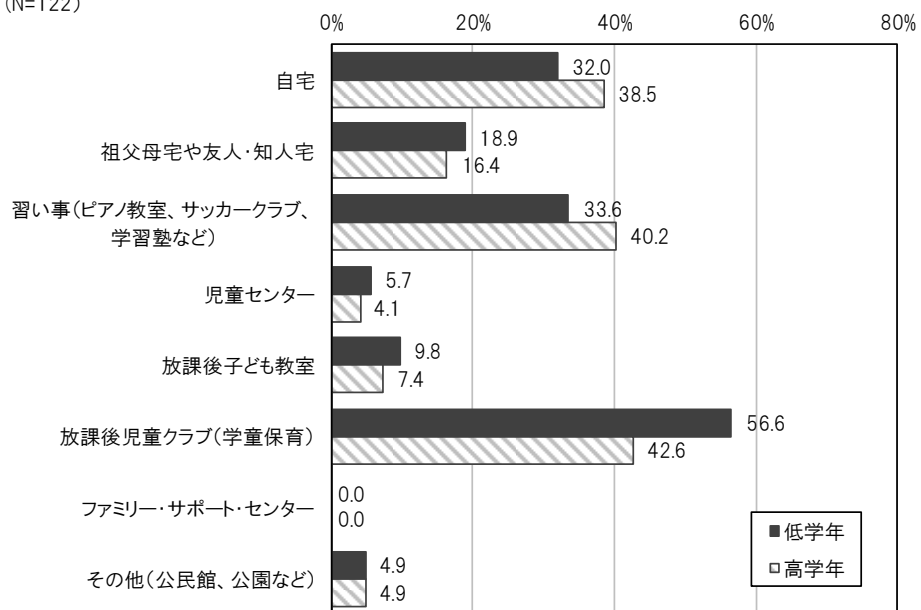


■ 小学校就学後の放課後の過ごし方

希望する放課後の過ごし方をみると、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が56.6%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が33.6%となっています。高学年では、「放課後児童クラブ(学童保育)」が42.6%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が40.2%となっています。

<小学校就学後に希望する放課後の過ごし方> (今回調査)

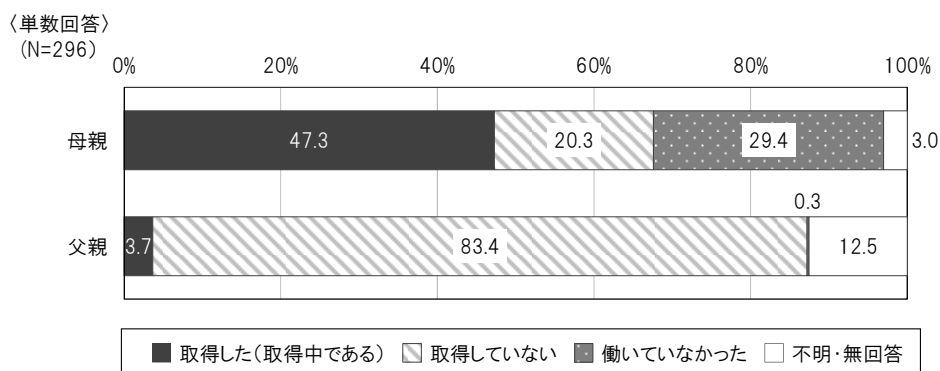
(複数回答)
(N=122)



■ 育児休業について

育児休業の取得状況をみると、就学前の母親では「取得した（取得中である）」が47.3%、「働いていなかった」が29.4%、「取得していない」が20.3%となっています。父親では「取得していない」が83.4%、「取得した（取得中である）」が3.7%、「働いていなかった」が0.3%となっています。

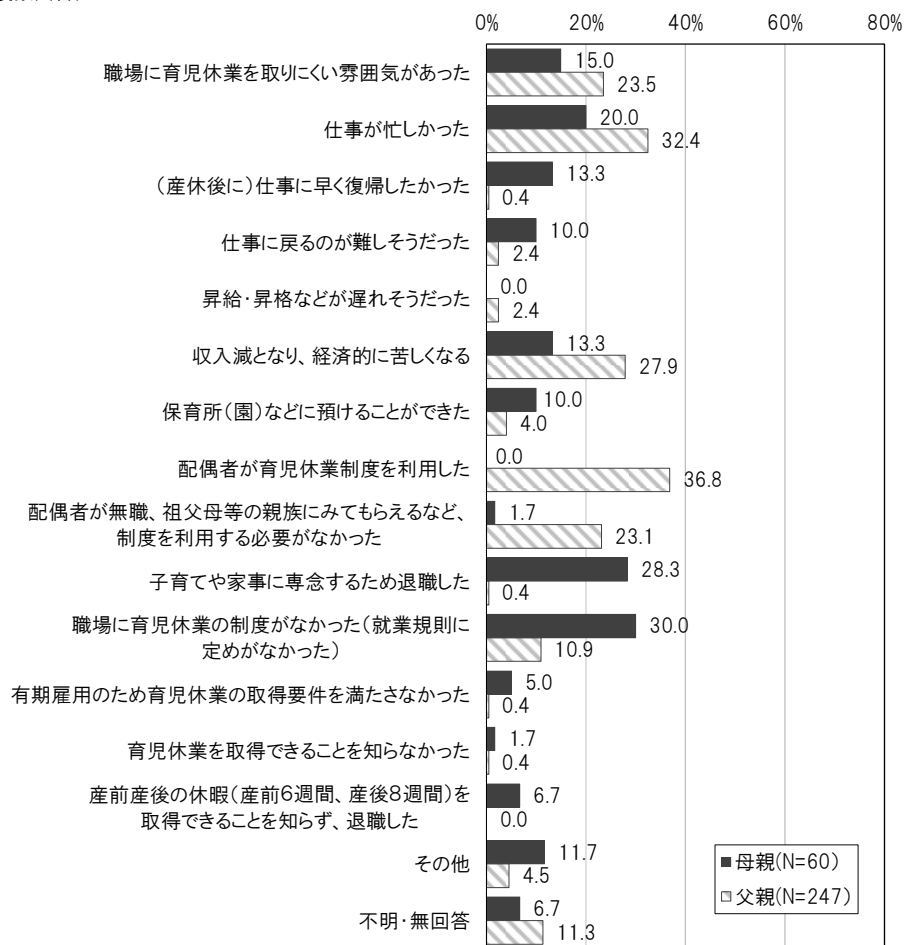
<育児休業の取得状況【就学前児童】>（今回調査）



取得していない理由をみると、就学前の母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が30.0%で最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が28.3%となっています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が36.8%で最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が32.4%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が27.9%となっています。

＜育児休業を取得していない理由【就学前児童】＞（今回調査）

＜複数回答＞



第3章 第1期計画の進捗状況

1 教育・保育事業

<5歳以下各歳人口の状況>

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳	87	89	73	84	72
1歳	87	97	94	71	83
2歳	90	85	98	99	71
3歳	94	98	87	98	100
4歳	101	96	98	83	98
5歳	99	102	95	93	82
合計	558	567	545	528	506

資料：住民基本台帳（各年9月30日）

現在の教育・保育事業の利用状況は以下の通りです。

		令和元年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1、2歳
高千穂町の子ども		20	251	48	149	
実績値	特定教育・保育施設	20人	251人	48人	149人	
	保育所		201	35	117	
	幼稚園					
	認定こども園	20	50	13	32	

■ 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	24	24	24	24	24
	確保の内容	70 (70)	70 (75)	70 (75)	70 (50)	70 (50)
実績値		67	57	60	33	29

■ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	226	226	226	226	226
	確保の内容	226 (226)	238 (231)	238 (231)	238 (241)	238 (237)
実績値		240	251	233	216	242

■ 3号認定（0歳）：満3歳未満の保育の必要性を受けた就学前の子ども

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	37	37	37	37	37
	確保の内容	53 (55)	53 (56)	53 (56)	53 (59)	53 (59)
実績値		34	46	45	34	36

■ 3号認定（1、2歳）：満3歳未満の保育の必要性を受けた就学前の子ども

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	134	134	134	134	134
	確保の内容	140 (138)	155 (139)	155 (139)	155 (151)	155 (145)
実績値		131	130	145	165	148

※計画値の確保内容の括弧内の数値は、第1期計画期間中に見直しをしたものです。

※認定数の実績は、各年度9月1日現在です。

教育・保育事業については、町内のすべての保育所が認可保育所となっています。平成30年度までに幼稚園2園が認定こども園に移行しています。

2 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

単位：箇所

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
実績値		0	0	1	1	1

平成29年度に、母子保健型の利用者支援事業を開始し、出産前からの継続的な支援を実施しています。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

単位：人日／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,220	2,196	2,076	2,004	1,944
	確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値		5,022	5,940	6,387	6,572	5,200

町内には、子育て支援センターが1か所あります。利用者の増加により、平成30年度から平日（月～金）、第一日曜日に利用できるよう、ニーズに対応しています。

■一時預かり事業（幼稚園型）（1号認定の在園児の預かり）

単位：人日／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	1号認定	73	71	67	66	65
	2号認定	10,137	9,881	9,369	9,149	9,039
実績値	1号認定	7,961	7,391	6,330	2,991	4,181
	2号認定	—	—	—	—	—

■一時預かり事業（一般型）（非在園児の一時預かり）

単位：人日／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	811	806	801	796	791
実績値		593	700	751	724	523

本町では、認定こども園2園、保育所4園で実施していますが、在園児の低年齢層の利用が増加しており、受入が困難な状況もみられます。

■子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	—	—	—	—	—
実績値		—	—	—	—	—

本町では、事業の実施は行っていません。

■病児・病後児保育事業

単位：人日／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,176	1,154	1,094	1,061	1,039
実績値		0	31	52	24	15

平成28年度から、町内保育所1園で、病後児保育事業を実施しています。

第3章 第1期計画の進捗状況
2 地域子ども・子育て支援事業

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）就学児

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	—	—	—	—	—
実績値		—	—	—	—	2

計画時においては、量の見込みがみられないため、未設置としていましたが、平成31年4月に開設しました。

■妊婦健康診査

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	83	79	76	74	72
実績値		88	78	79	74	60

出生数の減少により受診者は減少していますが、今後も継続して受診の勧奨を行っていきます。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	83	79	76	74	72
実績値		88	78	79	74	60

出生数の減少により受診者は減少していますが、今後も継続して受診の勧奨を行っていきます。

■養育支援訪問事業

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	45	45	45	45	45
実績値		2	1	1	2	3

保健センター（げんき荘）にて事業を実施しています。

■延長保育事業

単位：人/人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	97	95	90	88	86
	確保の内容	100	100	100	100	100
実績値		271	314	1,481	1,408	1,400

※実績値 27・28年度は実人数 29年度以降は延人数

本町では、全園で実施しています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	低学年	84	79	79	71	69
	高学年	83	80	74	77	72
	確保の内容	200	200	200	200	200
実績値	低学年	142	152	177	176	172
	高学年	42	57	76	87	94

本町では5か所で実施しています。全学年受け入れが可能となり、利用者が増加したため、さらなる受け入れの充実が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



子育ての幸せをみんなが実感できるまち



本町においては、「豊かにくらする温かみのあるまちづくり 未来へ羽ばたく健やかなひとづくり」を基本理念とし、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、子ども・子育てをめぐる環境は依然として厳しく、共働き世帯の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化の中で、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくありません。

子どもは社会の希望であり、未来を創るかけがえのない大切な存在です。子どもが家庭や地域のぬくもり、豊かな自然環境の中でのびのびと育っていくこと、子どもを安心して産み、育てる喜びや幸せを感じられるようになることは、社会全体での願いであります。

本町では、子どもとその保護者を支えていくことを通じ、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長することで幸せを感じることができるよう「子育ての幸せをみんなが実感できるまち」を基本理念とし、その実現に取り組んでいきます。

2 基本目標

基本目標の実現に向けて、以下の3つを基本目標として掲げ、総合的な施策の展開を図ります。



基本目標 1

親子の笑顔を守るまち

▶▶ 育児不安の軽減および仕事と子育ての両立支援

核家族化や地域の希薄化により子育て家庭の孤立が進み、育児不安や悩みを抱え込む親が増加しています。相談や親子の居場所づくり等の支援により子育てに悩む親を支え、育児不安の軽減と前向きに子育てに向き合える環境の整備が重要です。

また、子育てと仕事の両立に向けて、教育・保育はもちろん一時預かりや病後児保育などの多様な教育・保育サービスを実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスの確保や育児休業の取得に関する啓発を推進し、また、男女がともに協力して仕事や子育てに取り組むことができるよう、男女共同参画に関する取り組みを推進します。



基本目標 2

子どもの健やかな成長を支えるまち

▶▶ 親子の健康確保および子どもの権利の尊重

乳幼児健診や小児医療の充実などの医療・保健サービスの充実を図るとともに、基本的な生活習慣の確立の推進など、日頃からの健康管理に向けた啓発などを推進します。

また、ニーズの高い障がい児福祉の充実、ひとり親家庭への支援や深刻な社会問題となっている児童虐待についての防止・早期発見に向けた取り組みを推進し、町全体で全ての子どもの健やかな成長を支える基盤づくりを進めます。

基本目標 3



地域で子育てを応援するまち

▶▶ 地域で支えあう子育て支援の充実および生活環境の充実

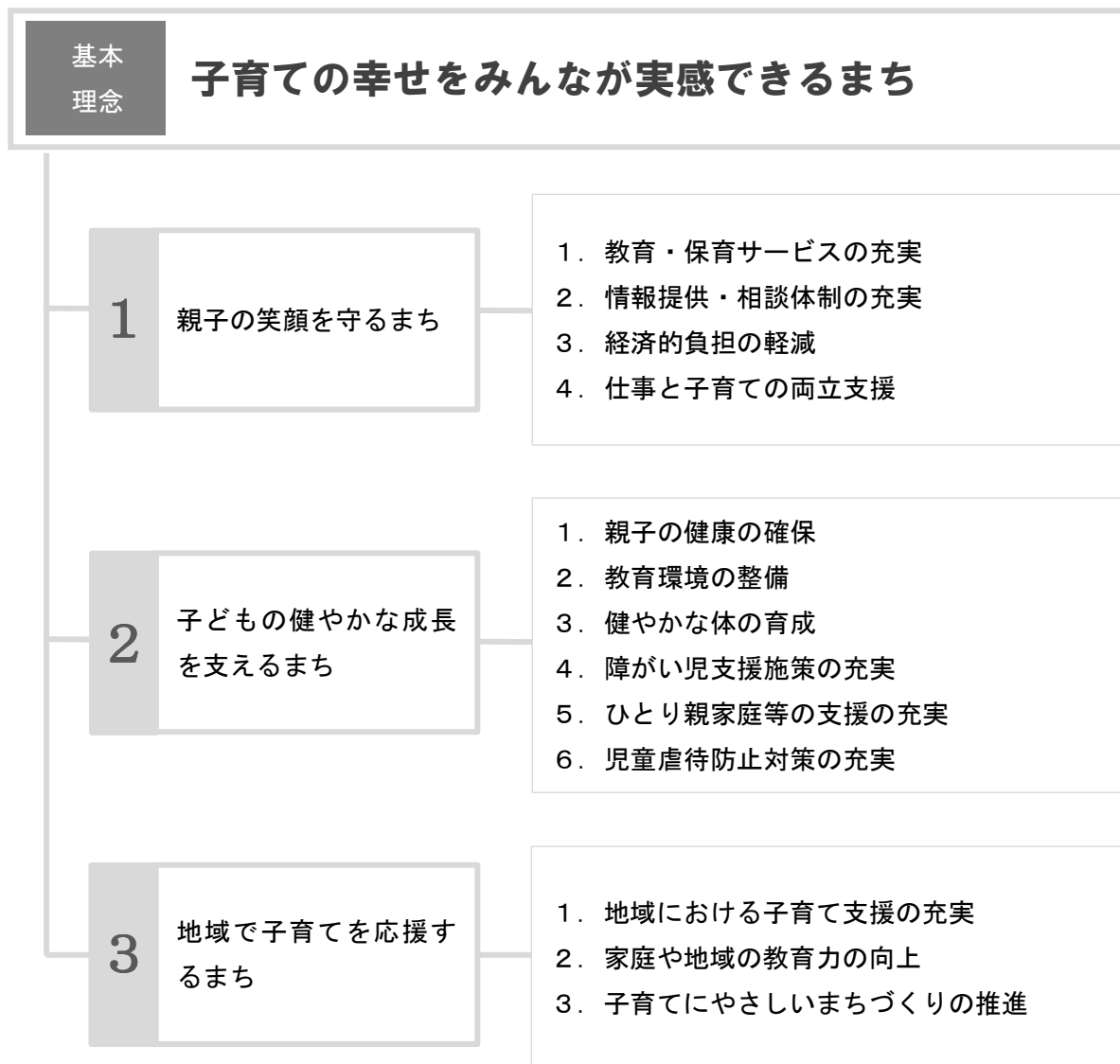
子どもの視点に立った支援のために、ニーズの高い放課後児童クラブの充実等についても検討を進め、子どもの居場所づくりの充実に努めます。

また、地域や家庭の教育力の向上や高千穂町の自然を生かした活動に積極的に取り組み、子どもがたくましく育つための環境整備に努めます。

さらに、子育てに配慮したまちづくりを推進することにより、「ここで子どもを産み、育てたい」と思える環境の整備に取り組みます。

3 施策の体系

■ 施策体系



第 5 章 施策の展開

1 親子の笑顔を守るまち

(1) 教育・保育サービスの充実

現状と課題

教育・保育ニーズについて、保護者の声を聞きニーズにできる限り対応するよう努め、町として多くの子どもを受け入れることができるよう、保育士等の人材確保等を行ってきました。実際に保育士等の処遇改善を図り、人材の確保・定着につなげています。その成果もあり、0歳・1歳児をのぞく年齢では、利用定員に余裕がある状況です。

また、就学前から就学後に向けた保育・教育機関の連携について、児童・生徒の指導方法等について双方で情報共有を図りながら取り組むことで、保育所・認定こども園等から小学校へのスムーズな移行を図っています。

方向性

町内の保育所・認定こども園について、教育・保育の質の向上を推進します。また、保育所・認定こども園と小学校が効率的に連携することで、スムーズな移行に努めます。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
保育士等の確保及び資質の向上	福祉保険課	<ul style="list-style-type: none"> ○各園での処遇改善の取り組みにより、安心して働く環境に取り組んでいます。 ○今後も保育士等不足の問題に対応するため、国の保育士確保プランに基づき、保育士等確保を推進し、教育・保育の質の向上につなげます。また、保育士等に再就職希望者に対して、情報提供や費用の支援制度の周知を図ります。

取り組み	担当課	内容
病後児保育の実施	福祉保険課	<p>○児童が病気により集団保育が困難な期間、病院または保育所において一時的に児童の預かりを行う事業です。本町においては、町内1園で全児童(小学6年生まで)を対象に、回復期の児童を預かる病後児保育事業を実施しています。</p> <p>○今後も安心して働ける環境をつくるために、病後児保育の周知を図ります。</p>
一時預かりの実施	福祉保険課	<p>○保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所などで一時的に子どもの保育を行っています。本町においては、町内保育所4園で一般型、認定こども園2園で幼稚園型の預かり保育を実施しています。</p> <p>○今後も事業を継続するとともに、低年齢児の受け入れの人員確保を推進します。</p>
延長保育の充実	福祉保険課	<p>○保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行っています。町内では全園で実施しています。</p> <p>○今後も継続して実施します。</p>
休日保育の充実	福祉保険課	<p>○日曜、祝日の保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、保育所等において保育を行う事業です。町内全園児対象に1園で実施しています。</p> <p>○今後も継続して実施します。</p>
利用者支援事業の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	<p>○子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談等の支援を行っています。本町においては、平成29年に母子保健型の事業を開始しています。</p> <p>○今後も出産前からの継続的な支援を推進します。</p>
第三者評価事業の検討	福祉保険課	<p>○教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取り組みを促進するため、子ども・子育て会議による専門的かつ客観的な立場からの評価制度を検討します。</p>

第5章 施策の展開

1 親子の笑顔を守るまち

取り組み	担当課	内容
幼児教育・保育の質の向上（新規）	福祉保険課	<p>○教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図るため、教育・保育施設等に対して、支援が必要となっています。</p> <p>○保育者等の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、町内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。</p>
子どもの成長に応じた関係機関の連携、推進	福祉保険課 教育委員会 保健センター （げんき荘）	<p>○就学支援委員会により、保育所、認定こども園から小学校へ入学する際に円滑に移行できるよう幼・保・小で連携を図っています。</p> <p>○今後も学校と園との情報交換会や情報提供の機会の充実などにより、相互の連携を図ります。</p>
外国につながる子どもへの支援（新規）	福祉保険課 教育委員会	<p>○外国人の就業の場の受け入れなどにより、外国につながる子どもの増加が予測されます。</p> <p>○今後、外国籍あるいは外国につながる子どもや保護者が安心して保育・教育施設等が利用できるよう、言葉や文化の違いを理解し、多文化共生を進めます。</p>
教育・保育施設の防災対策の推進（新規）	福祉保険課 総務課	<p>○保育所、認定こども園・学校などでの防災訓練、防災教育を実施しています。</p> <p>○今後は避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めるとともに、防災担当課や関係団体と連携します。</p>

(2) 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

核家族化の進行や地縁の希薄、ひとり親の増加等により、子育てに関する悩みを誰にも相談できず、一人で抱え込む保護者が増加しています。子育て家庭の孤立化は、親子の心身の健康状態の悪化や、虐待にも結び付くリスクがあり、行政として十分な支援体制を構築する必要があります。

アンケートにおいて、子育てに関する相談できる人がいないという回答もみられることから相談支援の充実や子育てに関する情報提供を充実する必要があります。

方向性

子育てに対して大きな負担を感じ、不安や悩みを抱え込んでいる保護者や家族に対し、不安の軽減を図り、適切な相談支援や情報提供を行います。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
相談体制の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	○育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場、家庭訪問や電話相談、子育て支援センターなどを活用して保護者への相談や指導を実施しています。 ○今後も相談しやすい体制、環境に努めます。切れ目のない相談体制を確立するために、子育て世代包括支援センターを活用していきます。
情報提供の充実	福祉保険課	○ホームページ、広報紙、講座やイベント等を通じて、子育てサービス等の情報を提供しています。 ○今後もさまざまな媒体を通じて、子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、情報を提供するとともに、保育所や認定こども園とも情報を共有します。

(3) 経済的負担の軽減

現状と課題

子育て中の家庭は、養育費、医療費、教育費等の負担が大きく、支援を必要とする家庭が増えています。社会情勢、経済情勢が変化する中、子育て家庭にとって、子育てにかかる負担はますます大きくなっていくことが予測されることから、経済的負担の軽減が求められています。

方向性

子育て家庭に対する経済的負担の軽減のため、各種手当や制度を周知し、利用の促進を図り、子育てしやすい環境をつくります。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
各種手当に関する周知	福祉保険課	○各種手当に関する周知を図るため、広報紙や国・県のパンフレットの配布に努めています。 ○今後も引き続き、制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。
こども医療費助成制度の推進	福祉保険課	○こどもの健全な発育と福祉の向上を図ることを目的とし、中学3年生までの医療費の全額を助成しています。 ○今後も事業を継続して実施します。
不妊治療の助成制度の推進	保健センター (げんき荘)	○不妊治療の助成制度を平成28年から取り組んでいます。 ○今後も制度の周知を図り、負担の軽減に取り組みます。
子育て支援金の充実	福祉保険課	○出産を奨励し子育てを支援することにより、定住の促進と活力ある町づくりを図ることを目的に子育て支援金を支給しています。平成31年度より、支給対象を第1子からに拡大しています。 ○今後も子育て家庭を支援するために、事業を継続します。

(4) 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

男女問わず保護者が、主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得、選択しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が重要となります。

近年では、国が進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制、有給休暇や男性の育児休暇の取得の推進をはじめ、仕事と子育ての両立に向けた環境の整備に独自に取り組む企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者等までなかなか浸透していないのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実は、行政のみの取り組みで実現することは難しく、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

方向性

町民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
働き方改革の推進	総務課 企画観光課	<p>○労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報、啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進しています。また、庁内においても、本町のモデル事業として男性職員の配偶者出産休暇や育児休暇の積極的な取得を推進しています。</p> <p>○今後も町が主体となって推進するとともに、職場等における子育て意識の啓発を行います。さらに、赤ちゃんの駅や子育て応援カード協賛店等の周知も行います。</p>

第5章 施策の展開

1 親子の笑顔を守るまち

取り組み	担当課	内容
男女共同参画の推進	企画観光課	○固定的な性別役割分担の意識を変え、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めるため、住民意識の向上を図るための講座の開催や情報提供などを行っています。 ○今後も男女共同参画意識を育む取り組みを進めます。



2 子どもの健やかな成長を支えるまち

(1) 親子の健康の確保

現状と課題

母子健康手帳の交付時に保健指導を実施するとともに、従来の妊婦健康診査と子宮頸がん検診に加え、妊婦歯科健診や産後健診（産後2週間・1か月）への助成を行うことで、母親の健康増進を図っています。

また、乳幼児健診は高い受診率を維持できていますが、受診率のさらなる向上に向けた啓発などに取り組むとともに、未受診者については関係機関と連携し、電話連絡や家庭訪問を行う等の未受診者対策に取り組んでいます。

また、子どもに関する地域医療（救急を含む）について、近隣の市町村と連携をとりながら、医療体制の確保・充実を図っています。

方向性

妊娠期及び乳幼児期の疾病予防対策として、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種の重要性の啓発を推進します。また、引き続き乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診の未受診者対策に取り組み、子どもの健康の確保に努めます。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
妊婦健康診査の実施	保健センター (げんき荘)	○安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から新生児・乳幼児期を通して、母子の心身の健康確保に向けた環境づくりに取り組んでいます。従来の妊婦健康診査(14回分)と子宮頸がん検診に加え、妊婦歯科健診や産後健診(産後2週間・1か月)への助成を行っています。 ○今後も健診等の周知を行い、継続して実施します。

第5章 施策の展開

2 子どもの健やかな成長を支えるまち

取り組み	担当課	内容
乳児家庭全戸訪問事業の実施	保健センター (げんき荘)	<p>○保健師や母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問事業を実施し、保健指導や育児不安の解消、また乳幼児健診の周知・受診につなげています。また、親の心身の健康状態についても確認、把握し、産後うつ等の早期発見につなげています。</p> <p>○今後も訪問体制を充実し、実施します。</p>
乳幼児健診の実施	保健センター (げんき荘)	<p>○子どもの成長段階（3か月、7か月、誕生日、1歳6か月、3歳6か月、5歳児）に応じて乳幼児健診を実施しています。未受診者に対し、関係機関と連携、協力しながら電話連絡や家庭訪問を行うなど、未受診者対策に取り組んでいます。</p> <p>○今後も成長、発達の確認も含め、健診を実施します。</p>
歯科健康診査事業の実施	保健センター (げんき荘)	<p>○むし歯の発生予防と早期治療に向けて、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月児の歯科健診を実施しています。1歳6か月では歯科医師による講話、2歳6か月児ではフッ素塗布時に歯科衛生士による個別対応を行っています。</p> <p>○今後も適切な歯科保健習慣の定着を図るため、継続して実施します。</p>
小児医療の充実	保健センター (げんき荘) 高千穂町国民健康病院	<p>○町内、延岡市の小児科や延岡市夜間急病センターで受診できる環境となっています。また、県北救急医療ダイヤルを県北9市町村で実施し、24時間体制での相談対応も行っています。</p> <p>○今後も近隣市町村と連携を図りながら、小児医療環境の充実を図ります。</p>

(2) 教育環境の整備

現状と課題

本町では、学習指導要領の趣旨に沿って「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を教育の3つの柱とし、少人数指導やチーム・ティーチングなどの具体的な取り組みも実践しながら、子どもたちの「生きる力」の育成に取り組んでいます。

また、キャリア教育や道徳教育の充実など、新たな学習指導要領の要点も踏まえながら、地域や家庭と連携し、生活習慣や知力、体力など、変化の著しい社会の中でもたくましく「生きぬく力」を養成することが重要です。

※チーム・ティーチング：二人の先生が一つの授業を行うことです。一人の先生が授業をし、もう一人の先生が児童・生徒の学習補助をします。児童・生徒ひとりずつの学習状況に合わせて指導できる体制です。

方向性

きめ細やかな指導等に取り組みながら、ゲストティーチャーを招いた体験学習や、ディスカッション形式での道徳授業の充実など多様な教育を展開し、子どもたちの「生きる力」の育成を図ります。

また、小中学校及び教職員に対し各種研修会等の充実を図り、資質向上につなげることで、家庭や地域から「信頼される学校づくり」を推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実	福祉保険課	<p>○就労等の理由により保護者が昼間に家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与え、健全育成を図っています。小学6年生まで拡充したため、教室の確保と支援員の確保が課題となっています。</p> <p>○今後も児童にとって安心、安全に過ごすことができるよう、教室等または場所の検討と支援員の確保に努めます。</p>

第5章 施策の展開

2 子どもの健やかな成長を支えるまち

取り組み	担当課	内容
キャリア教育の充実	教育委員会	<p>○様々な分野の社会人の方を講師として学習することにより、キャリアや生き方に関する教育の充実を図ります。</p> <p>○今後もキャリア教育の充実を図るとともに、世界農業遺産やユネスコエコパークについての学習など、高千穂町の特性を生かした展開を行います。</p>
きめ細やかな指導の充実	教育委員会	<p>○必要な学校に加配教員を配置し、指導方法の工夫、改善を図りながら、子ども一人ひとりに応じた授業を展開します。</p> <p>○今後も継続してきめ細やかな指導の充実を図ります。また、タブレット等を活用した思考力、表現力等を高める授業を研究します。</p>
道徳教育の充実	教育委員会	<p>○道徳の教科化に伴い、日常生活の具体的な場面を取り上げながらディスカッションするなど、指導方法等の工夫・改善に取り組みます。また、福祉施設の訪問等を通じて、思いやりの心の育成を図ります。</p> <p>○今後も各教科や学級活動、また日常生活と関連づけた道徳教育の推進を図り、思いやりの心の育成に取り組みます。</p>
乳幼児ふれあい体験の実施	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	<p>○子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解するために、子育て支援センター等を活用し、乳幼児とふれあう機会をつくっています。</p> <p>○今後も継続して実施します。</p>

(3) 健やかな体の育成

現状と課題

乳幼児及び児童期の生活習慣は生涯を通じた生活習慣の基礎となるものであり、この時期に食事や睡眠、歯磨き等を含めた健康的な生活習慣の形成に取り組むことが重要です。

本町でも子どもの健やかな成長と健康的な生活習慣の形成に向けて、家庭や地域と連携し乳幼児期からの食育の推進や早寝早起き、スポーツの振興等に取り組んでいます。

方向性

家庭や地域と連携しながら、乳幼児期からの健康的な生活習慣の形成を推進します。

また、スポーツについては、地域との連携を進め指導者の育成を図るとともに、スポーツ環境を充実させるため、体育施設の一般開放やニュースポーツ講座など、誰もが気軽にスポーツを楽しめるような環境づくりに取り組めます。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
健康教育の推進	教育委員会 保健センター (げんき荘)	○生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるとともに、肥満傾向の増加や、成人病の若年化に対応するための健康教育を実施しています。また、内科検診、眼科検診、歯科検診を実施するとともに、平成27年度より小児生活習慣病予防健診の事後フォローを保健師、管理栄養士が実施しています。 ○今後も児童の健康を促進するため、継続して実施します。
むし歯予防の推進	保健センター (げんき荘)	○町内全ての保育所、認定こども園、小中学校でフッ化物洗口を実施しています。また希望のあった園や小中学校ではむし歯予防の講話、ブラッシング指導を行っています。 ○今後も児童、生徒の虫歯予防として、継続して実施します。

第5章 施策の展開

2 子どもの健やかな成長を支えるまち

取り組み	担当課	内容
食育の推進	保健センター (げんき荘)	<p>○乳幼児から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進め、望ましい食習慣の形成に向けて、家庭と町内の全保育所、認定こども園、学校等と連携しながら食育を推進しています。町内全園では、管理栄養士と食生活改善推進員が年2回ずつ食育を行っています。学校等では、依頼に応じて講話を行っています。</p> <p>○今後も正しい食習慣が身につくよう継続して実施します。</p>
思春期保健対策の充実	保健センター (げんき荘) 教育委員会	<p>○性や性感染症予防に関する正しい知識の普及や、喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心のケア等の健康課題に対応するため、学校・家庭・地域の関係機関と連携した取り組みを行っています。学校等では、性や性感染症予防に関する講話を実施しています。高校では年3回保健だよりを配布しています。また、福祉保険課と連携して学校訪問を実施しています。</p> <p>○今後も継続して実施します。</p>
スポーツ環境の充実	教育委員会	<p>○地域との連携を進め、指導者の確保、体育施設の一般開放やニュースポーツ講座など、誰もが気軽にスポーツを楽しめるような環境づくりに取り組んでいます。スポーツ推進委員を委嘱し、各地域や団体等からの要請に応じて、レクリエーションやニュースポーツ等の指導を行いながら、普及に努めています。</p> <p>○今後も子どもたちが身近な地域でスポーツに取り組めるよう継続して実施します。</p>

(4) 障がい児支援施策の充実

現状と課題

近年、「発達障がい」という言葉や概念の認知が広く一般に進んだこともあり、相談や療育、学習支援など、障がいのある子どもへの支援のニーズは日々高まりを見せています。

本町でも乳幼児健診等を通じてさまざまな障がいの早期発見・早期療育の推進に取り組むとともに、就学前から就学後まで、発達支援や学習支援を中心に切れ目のない支援の推進を図っています。また、全国的な課題として特別支援教育はそのニーズの高まりに体制の整備が追いついていない現状があり、本町においても同様の課題がみられます。

方向性

乳幼児健診等を含む発達相談の機会の確保、充実に努めることで、さまざまな障がいの早期発見・早期療育に取り組めます。

また、障がいを持つ子どもに向けて適切な支援ができるよう、保育所や認定こども園における職員の加配の推進や、特別支援教育に関する職員の資質向上に取り組めます。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
早期発見及び療育等の支援の推進	教育委員会 保健センター (げんき荘)	○障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、学校における健康診断、専門職による園・学校訪問等により、障がいの早期発見に努め、情報共有を図りながら支援策の検討を行っています。 ○今後も継続して実施し、早期発見に努めます。

第5章 施策の展開

2 子どもの健やかな成長を支えるまち

取り組み	担当課	内容
関係機関と連携した支援体制の充実	保健センター (げんき荘)	<p>○障がい児の発達を支援し、身近な地域で安心して生活できる環境を整備するため、関係機関との情報共有や連携の強化を図っています。園、学校訪問、母子ケア会議等を通じて情報共有を図っています。</p> <p>○今後も継続して実施し、支援体制の充実に努めます。</p>
特別支援教育の充実	教育委員会	<p>○就学に向けた不安を軽減できるよう、児童や保護者へ説明や相談等の支援を推進しています。就学支援委員会により、必要な支援学級の設置に努めています。また、各学校に特別支援教育支援員を配置し、適切な教育的支援に取り組んでいます。</p> <p>○今後も特別支援学級の充実に努めるとともに、グレーゾーンの児童生徒を対象とした通級教室の充実を図ります。</p>
障がい児の受け入れの充実	福祉保険課	<p>○保育所、認定こども園や放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れに努めるとともに、各種の子育て支援事業との連携を図っています。保育士や支援員に障がい児に関する研修を受講してもらい、子ども・障がい者ネットワークセンターとも連携し体制の充実を図っています。</p> <p>○今後も研修を実施するとともに、受け入れ体制の充実を図ります。</p>

(5) ひとり親家庭等の支援の充実

現状と課題

離婚件数の増加等により、本町においてもひとり親家庭が増加しています。
ひとり親家庭では家事、育児の負担の集中や、経済的な困窮、虐待など、あらゆる問題が発生しやすい状況にあり、親子の心身の健康の確保を図るためには、ニーズに合わせた相談支援や就業支援、経済的支援等を総合的に推進することが必要です。

方向性

離婚の増加等により、ひとり親家庭は今後も増加することが予想されます。親子の心身の健康の確保や子どもの健やかな成長を図るため、ひとり親家庭に対する相談事業や経済的支援や就労支援など、各種支援の充実や周知を推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
相談体制、情報提供の充実	福祉保険課	○ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や各種取り組みについての情報提供を役場窓口で行っています。 ○今後も相談体制の充実や情報提供に努めます。
母子福祉団体への支援	福祉保険課	○母子福祉団体等に対し、団体運営の補助等必要な支援を行っています。 ○今後も団体が運営できるよう、必要な支援を行います。
ひとり親医療費助成制度の推進	福祉保険課	○ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康増進を図っています。 ○今後も制度を周知し、利用を促進します。
生活困窮世帯への支援（新規）	福祉保険課	○生活困窮に関する相談に応じるとともに、関係機関とも連携して、必要な支援を行っています。 ○今後も関係機関と連携して実施します。

(6) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

近年、子どもの尊厳や時には生命までが奪われる重大な虐待事件が後を絶たず、児童虐待防止対策は社会全体で早急に取り組むべき重点的な課題となっています。

本町でも児童虐待の防止や早期発見に向けて、要保護児童対策地域協議会において各種会議を実施し、要保護児童、要支援児童、見守りが必要な児童、緊急対応が必要な児童等の情報を共有するとともに支援方法の協議等を進めています。

今後も児童虐待の防止や早期発見につながるよう、関係機関で連携しながら対応することが必要です。

方向性

要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、児童相談所、町の児童福祉担当部署・母子保健担当部署、教育委員会、警察など関係機関をはじめ、保育所、認定こども園や学校、民生委員児童委員、主任児童委員、医療関係などに働きかけ、児童虐待防止や早期発見につながるよう連携を深めます。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
虐待防止ネットワークの推進	福祉保険課	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会において、関係機関のネットワークの構築、必要に応じて個別ケース会議等を通じて、情報共有を図っています。 ○今後も相談件数が増加することも予測されることから、関係機関との連携を強化します。
児童虐待等に関する相談体制の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センターにおいて、げんき荘保健師による育児相談会を実施しています。必要に応じて関係機関とも連携し、個別の相談にも応じ、母子保健事業とも連携した対応を行っています。 ○今後も相談体制を充実するとともに、「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討します。
虐待の早期発見と予防の充実	福祉保険課 保健センター (げんき荘)	<ul style="list-style-type: none"> ○ケース会議を持ちながら、関係機関と連携し、必要に応じて家庭訪問を実施することで、虐待の早期発見に努めています。 ○今後も訪問等を通じて、早期発見に努めます。

取り組み	担当課	内容
子どもに対する相談体制の充実	教育委員会	<p>○児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、スクールアシスタントを配置し、いつでも相談できる体制や家庭訪問対応ができる体制整備に努めています。</p> <p>○今後もスクールアシスタントの増員を検討し、子どもの相談体制の充実に取り組みます。</p>
学校等との連携強化	福祉保険課 教育委員会 保健センター (げんき荘)	<p>○学校と関係機関との連携を図り、情報を共有し臨機応変に対応できるよう努めています。</p> <p>○今後も学校と関係機関との連携を深め、素早い対応ができるように努めます。</p>



3 地域で子育てを応援するまちづくり

(1) 地域における子育て支援の充実

現状と課題

女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加は保育所、認定こども園における教育・保育時間の延長や一時預かり保育、休日保育等、教育・保育サービスのニーズの多様化として表れています。

本町においても、これらに対応して、多様な教育・保育サービスの充実に努めており、子育て環境の向上に取り組んできました。

その成果もあり、保護者から取り組みへの評価や満足の声も聞かれる一方、増加するニーズに対応しきれていない面もあり、地域を含めた子育て支援に取り組む必要があります。

方向性

行政や地域の子育て支援に関する資源が効果的、効率的に活用され、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
ファミリー・サポート・センターの充実	福祉保険課	○平成31年4月に開設したファミリー・サポート・センターについて、事業の周知を図ることで、サポート会員、利用会員の確保や利用の促進に努めています。 ○今後も事業の周知を行うとともに、ニーズにあった展開を図ります。
地域子育て支援センターの充実	福祉保険課	○地域の子育て支援の拠点として、相談や居場所づくりなどの支援を実施しています。 ○今後はニーズに対応できるよう、高齢者の協力等を検討します。また、施設が老朽化している現状があり、移転等の検討に取り組みます。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

子どもの教育は学校現場だけで行われるものではなく、家庭における日常生活や地域住民や団体との関わり合いの中でも行われるものであるとの認識のもと、家庭や地域と連携した教育力の向上に取り組んでいます。

家庭における教科学習の習慣化や規則正しい生活習慣の獲得、また地域の人材と関わりながら多様な体験をすることにより、「生きる力」を持った子どもの育成を目指すものです。

本町でも実際に、保護者の教育力の向上や地域の高齢者等との世代間交流の促進に取り組んでいます。

方向性

家庭の教育力の向上に向けて、講座の開催等による保護者への学習機会の提供に取り組むとともに、豊かな自然環境や地域の人材を活用した体験活動を促進し、多様な経験を積むことで、「生きる力」を持った子どもの育成を目指します。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
家庭教育に関する学習機会の充実	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館講座や家庭教育に関する講座を行うことで、保護者の学習機会の充実に努めています。 ○今後も町民のニーズに応じた講座の実施に努めます。また、受講者の増加を図ります。
子どもの多様な体験活動の充実	教育委員会 福祉保険課 他関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ○森林などの豊かな自然環境や地域の人材、伝統芸能などの教育・文化資源を活用した多様な体験活動の機会の充実に努めています。また、姉妹都市交流事業により、ホームステイやスポーツ、エイサーを通じた交流を図り、広い視野やコミュニケーション能力の育成を図っています。 ○今後も状況に合わせた事業の展開を図り、子どもの多様な体験活動を推進します。

第5章 施策の展開

3 地域で子育てを応援するまちづくり

取り組み	担当課	内容
世代間交流の推進	教育委員会	○地域の高齢者等との世代間交流事業に積極的に取り組んでおり、高齢者や団体等を講師とした授業を行っています。 ○今後も地域と学校が連携して、世代間交流に取り組めます。また、地域の行事に児童・生徒が参加するよう、周知に努めます。



(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

安全・安心のまちづくりについて、防災では公共施設の耐震化や防災教育の推進、また防犯においては、地域住民とも連携した見守り体制の構築、警察と連携した防犯教育の推進等に取り組んできました。その成果もあり、見守り110番の家が増加するなど、見守り体制の充実が一定図れている状況です。

また、近年、子どもがSNSを通して知りあった者と会うことでトラブルに巻き込まれるといった事件も全国で発生しており、本町においても携帯等のメディアの適切な活用の仕方、付き合い方等を啓発する必要があります。

方向性

子育てバリアフリーの推進、防犯教育の推進や通学路・公園等における防犯体制の強化等に取り組むことにより、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。有害環境対策として、児童生徒に対してインターネットやSNSの適切な利用や情報モラルの獲得を促す教育を推進します。

また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、生活環境の整備を進めます。

〔具体的な施策〕

取り組み	担当課	内容
住宅環境の整備	建設課	○計画的に町営住宅の建て替え等により、子育て世帯向けの子育て支援住宅を整備しています。 ○今後も必要に応じて、子育て世帯向けの住宅を整備します。
道路環境等の整備	総務課 建設課 福祉保険課	○通学路の歩道の整備や道路照明・防護柵等の設置、段差の解消を推進しています。 ○今後も通学路等の安全点検を行いながら、随時整備に努めます。
子育てバリアフリー化の推進	福祉保険課 教育委員会 建設課	○公共施設の改修・新設時において、子どもサイズの便器、手洗い器、ベビーベット、ベビーチェア、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進しています。 ○今後も改築、新築時には子育てバリアフリー化に配慮します。

第5章 施策の展開

3 地域で子育てを応援するまちづくり

取り組み	担当課	内容
通学路等における防犯体制の強化	総務課 教育委員会 建設課	<p>○防犯設備の調査・検討を行い、通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進しています。また、定期的に通学路のパトロールを実施するとともに、学校とも連携し、必要に応じて(野生動物の出没や事件後等)、登下校時の交通指導等を行っています。</p> <p>○今後も地域とともに、見守りの強化を図ります。</p>
交通安全教育の推進	総務課	<p>○子どもや保護者を対象に、交通安全教室を各園、各学校にて実施しています。また、交通安全協会がチャイルドシートの貸し出しを含め、啓発しています。</p> <p>○今後も交通安全協会の協力を得て、実施します。</p>
犯罪・事故等の被害防止の推進	総務課 教育委員会	<p>○子どもを犯罪や事故から守るため、学校や警察等の関係機関と連携しながら、情報の共有を行い、注意喚起をしています。また、警察による防犯講習、青パトによる防犯パトロールや見守り活動を実施しています。</p> <p>○今後も子どもが犯罪、事故の被害に遭わないよう、学校、地域、警察等の関係機関が連携します。</p>
「子ども 110 番の家」等のボランティア活動の支援	総務課	<p>○子どもが危険な場面に遭遇した際の緊急避難場所である「子ども 110 番の家」を設置し、防犯ボランティアの活動支援を推進しています。</p> <p>○今後も登録箇所数の増加に努めます。</p>
有害環境から守る取り組みの推進	教育委員会	<p>○学校、保護者等が連携、協力して、インターネットや SNS の適切な利用方法や情報モラルのあり方について、児童生徒だけでなく、保護者に対しても呼びかけを行っています。</p> <p>○今後も関係機関をはじめとして、地域全体で適切な利用を促進します。</p>

第 6 章 事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとしています。

(2) 高千穂町の提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども子育て支援法の規定に基づき、高千穂町全域を1区域として設定します。

(3) 児童の将来人口推計

<5歳以下各歳人口の推計>

単位:人

	平成30年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	84	78	77	75	73	71
1歳	71	83	81	80	77	75
2歳	99	89	85	83	82	80
3歳	98	76	93	89	87	85
4歳	83	102	76	92	88	86
5歳	93	96	101	75	91	87
合計	528	524	513	494	498	484

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

2 子ども子育て支援給付

(1) 施設型給付

町内には公立保育所1園、私立保育所4園、認定こども園2園にて、幼児教育や保育等を実施しています。

事業名	担当課	内容
保育所	福祉保険課	保育所において、保護者の仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができない子どもを保護者にかわって教育・保育を行う事業です。
認定こども園	福祉保険課	保育所・幼稚園のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの支援を行う事業です。

(2) 地域型保育給付

現在は、町内での実施がありません。

事業名	担当課	内容
小規模保育	福祉保険課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	福祉保険課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型保育	福祉保険課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	福祉保険課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

(3) 教育・保育量の見込みと確保方策

		令和2年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		27	184		35	100
			49	135		
確保方策	教育・保育施設 (定員数)					
	保育所			184	47	109
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	45	50		9	36
	地域型保育事業				0	0
	合計	45	234		56	145
確保状況		18	50		21	45

		令和3年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		25	185		35	100
			50	135		
確保方策	教育・保育施設 (定員数)					
	保育所			184	47	109
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	45	50		9	36
	地域型保育事業				0	0
	合計	45	234		56	145
確保状況		20	49		21	45

第6章 事業計画
2 子ども子育て支援給付

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		25	185		35	100
			50	135		
確保 方 策	教育・保育施設 (定員数)					
	保育所			184	47	109
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	45	50		9	36
	地域型保育事業				0	0
	合計	45	234		56	145
確保状況		20	49		21	45

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		25	185		35	100
			50	135		
確保 方 策	教育・保育施設 (定員数)					
	保育所			184	47	109
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	45	50		9	36
	地域型保育事業				0	0
	合計	45	234		56	145
確保状況		20	49		21	45

第6章 事業計画
2 子ども子育て支援給付

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		25	185		35	100
			50	135		
確保 方 策	教育・保育施設 (定員数)					
	保育所			184	47	109
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	45	50		9	36
	地域型保育事業				0	0
	合計	45	234		56	145
確保状況		20	49		21	45

提供体制、確保策の考え方

施設	施設数	定員（合計）
公立保育所	1園	75人
私立保育所	4園	265人
認定こども園	2園	1号 45人 2、3号 95人

1号認定及び2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）の見込み量については認定こども園（定員45人）で実施し、その他の2号認定及び3号認定の見込み量については、公立保育所1園（定員75人）、私立保育所4園（定員265人）と認定こども園2園（定員95人）の体制で実施します。

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

令和6年度まで大きな児童数の変化はみられませんが、既存の施設（公立保育所1園、私立保育所4園、認定こども園2園）において利用定員の弾力運用を行いながら見込み量を確保します。利用希望や施設の状況によって、利用定員の変更も検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（母子保健型）

子どもやその保護者が、保育所・認定こども園等での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。

本町においては、平成 29 年度より母子保健型で事業を開始しています。今後も継続して実施します。

■量の見込み

単位(か所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
確保状況	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置をすることにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。本町では、1か所で実施しています。

今後もニーズに対応していきます。また、施設の老朽化対策として、移転等の検討を行います。

■量の見込み

単位(人日/月)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	6,000	6,000	5,500	5,500	5,500
確保方策	6,000	6,000	5,500	5,500	5,500
確保状況	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業

認定こども園に通園する園児を対象に、教育時間終了後の預かり保育を実施する事業です。また、就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れの解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に預かる事業です。

本町においては、認定こども園2園にて事業を実施しています。また、町内4保育所にて未就園児を対象に実施しています。

今後もニーズの増加に対応できるよう、実施体制の充実を図ります。

■量の見込み

単位(人日/年)

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
在園児 対象	1号認定に よる利用	量の見込み	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		確保方策	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		確保状況	0	0	0	0	0
	2号認定に よる利用	量の見込み	0	0	0	0	0
		確保方策	0	0	0	0	0
		確保状況	0	0	0	0	0
一時 預 か り	保育所等	量の見込み	800	800	800	800	800
		確保方策	800	800	800	800	800
		確保状況	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が病気・疲労、仕事などの理由により家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等で子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。

今後は対象者があった場合は、近隣市町と委託契約をして受入を確保します。

■量の見込み

単位(人日/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
確保状況	0	0	0	0	0

(5) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは事業のための専用施設で、一時的に保育する事業です。

本町においては病後児保育事業を保育所1か所で開催しています。

今後も事業の周知啓発に努めます。

■量の見込み

単位(人/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50
確保状況	0	0	0	0	0

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）就学児

仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、子どもを預かってほしい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。本町においては平成31年4月より事業を開始しました。

今後は利用ニーズを踏まえて実施し、周知啓発に努めます。

■量の見込み

単位(人日/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5
確保状況	0	0	0	0	0

(7) 妊婦健康診査

安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊産婦・乳児・乳幼児に対して健康状態の把握等を実施します。本町においては、妊婦健康診査と子宮頸がん検診に加え、妊婦歯科健診、産後健診の助成も行っています。

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位(人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	70	70	60	60	60
確保方策	70	70	60	60	60
確保状況	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

実施体制：保健師、母子保健推進員

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位(人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	70	70	60	60	60
確保方策	70	70	60	60	60
確保状況	0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。

今後も利用対象者がある場合は、保健センターげんき荘で対応します。

■量の見込み 単位(人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
確保状況	0	0	0	0	0

(10) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育のニーズに対応するため、保育所の11時間の開所時間の前後において、さらに30分以上、開所時間を延長して保育を行う事業です。

本町では全7園で実施しています。

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み 単位(人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	80	80	80	80	80
確保方策	80	80	80	80	80
確保状況	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により児童の保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、保育施設等で放課後及び長期休暇等に預かり、児童の健全育成を図る事業です。

本町では5か所で実施しています。

今後は利用ニーズが高いため、教室の確保や支援員の確保に努めます。

■量の見込み

単位(人/年)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1年生	40	40	40	40	40
	2年生	40	40	40	40	40
	3年生	15	15	15	15	15
確保方策		100	100	100	100	100
確保状況		5	5	5	5	5

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	4年生	25	25	25	25	25
	5年生	20	20	20	20	20
	6年生	15	15	15	15	15
確保方策		75	75	75	75	75
確保状況		15	15	15	15	15

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえて、対象者数や事業の効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。また、家庭では、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが大切です。



(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。



(3) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。



(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、近隣市町村、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。



2 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「高千穂町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表します。

あわせて、事業計画においては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

資料編

1 高千穂町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 30 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、高千穂町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 高千穂町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 高千穂町子ども・子育て会議委員名簿

令和元年3月31日満了

1	一般公募（坂本 美知子）
2	一般公募（中尾 雅子）
3	民生委員・母子児童部会代表（主任児童委員 甲斐 妙子）
4	公民館女性連絡協議会代表（同会会長 喜田 鉞子）
5	小学校PTA代表（高千穂小学校PTA 副会長 飯干 絹代）
6	幼稚園型認定こども園（学校法人 橘学園 理事長 森 泰教）
7	幼保連携型認定こども園（学校法人 木の花学園 理事長 平野 恭慎）
8	保育園代表（中央保育園 園長 樋口小夜）
9	校長会代表（高千穂小学校 校長 柳田光一郎）
10	教育委員会（次長 河内 晴彦）
11	保健福祉総合センター（事務長 林 謙一）
12	子育て支援センター代表（支援員 安在 有美子）
13	福祉保険課（課長 有藤寿満）

第2期高千穂町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：高千穂町 福祉保険課

〒882-1192

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13

電話：(0982)73-1202

<https://www.town-takachiho.jp/>

第2期 高千穂町 子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

高千穂町 福祉保険課

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

電話：0982-73-1202（直通）

